

社会医療法人認定のお知らせ

令和1年10月16日

当法人は地域に必要とされる救急医療を担う医療機関としての公益性・公共性を認められ、令和元年10月2日付で「医療法人 熊谷総合病院」は「社会医療法人 熊谷総合病院」となりました。地域の皆さま、医療関係者の皆さまをはじめとする数多くの方々のご支援があつての社会医療法人認定であり、深く御礼申し上げます。

社会医療法人とは、公益性の高い医療（救急医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）を担う医療法人の一つの区分です。地域に必要な良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るために創設されたものです。当法人は365日・24時間体制で救急患者様を受け入れてきた実績を評価頂き、「救急医療」で認定を頂きました。これからも地域の皆さまにご安心いただける医療の担い手を目指して、社会に貢献してまいります。

社会医療法人 熊谷総合病院
理事長 橋本郁郎